

消費税率引上げに伴う路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の認可について

松戸新京成バス株式会社(本社:千葉県鎌ヶ谷市 代表取締役社長:原 一彰)は、2019年9月5日、国土交通大臣より、2019年5月30日付で申請しておりましたバス運賃改定の認可を受けました。認可内容は以下の通りです。

1. 認可内容

- (1)申請日 2019年5月30日(木)
- (2)認可日 2019年9月 5日(木)
- (3)運賃改定実施予定日 2019年10月1日(火)
- (4)上限運賃の平均改定率 1.849%(参考:消費税率引き上げ率1.852%)

2. 現行・認可運賃比較表(一般路線バス)

種別	区分		現行		認可	
			IC(1円単位)	現金(10円単位)	IC(1円単位)	現金(10円単位)
普通旅客運賃	対キロ 区間制	初乗運賃	大人 175円 子供 88円	大人 180円 子供 90円	大人 178円 子供 89円	大人 180円 子供 90円
		基準運賃	32円30銭			
		対キロ区間	別表の通り			
定期旅客運賃	通勤定期	普通定期	1カ月: 現金運賃から-10円とした往復運賃×30 回の2割5分引 $((現金運賃-10円) \times 2) \times 30 \times (1-0.25)$		1カ月: 現金運賃の往復×30回の2割6分引 $((現金運賃 \times 2) \times 30) \times (1-0.26)$	
			3カ月:1カ月の3倍の5分引き $(1 \text{ カ月定期} \times 3) \times (1-0.05)$		3カ月:1カ月の3倍の6分引き $(1 \text{ カ月定期} \times 3) \times (1-0.06)$	
			別表の通り			
	通学定期	普通定期	1カ月: 現金運賃から-10円とした往復運賃×30 回の4割引き $((現金運賃-10円) \times 2) \times 30 \times (1-0.4)$		1カ月: 現金運賃の往復×30回の4割引き $((現金運賃 \times 2) \times 30) \times (1-0.4)$	
			3カ月: 1カ月の3倍の5分引き $(1 \text{ カ月定期} \times 3) \times (1-0.05)$		3カ月: 1カ月の3倍の5分引き $(1 \text{ カ月定期} \times 3) \times (1-0.05)$	
			別表の通り			
学期定期		現金運賃-10円を基準運賃として、4月・9月に3カ月+α日、1月に2カ月+α日の通学定期を発売		現金運賃を基準運賃として、4月・9月に3カ月+α日、1月に2カ月+α日の通学定期を発売		

	特殊定期	別表の通り
	バス利用特典サービス(バス特)	バスポイント・特典バスチケットの付与方法に変更はございません

3. 高速バス運賃

(1) 新松戸駅・松戸駅から羽田空港 1,300 円(大人)・650 円(小人) (現行と同じ)

4. バス定期券について

- (1) このたびの消費税率引き上げに伴う、改定後の現金運賃額を基準とし、制度通達に基づく定期運賃の計算方により算出し、事業全体で消費税引き上げ率(1.852%)以内の改定となるよう調整しております。
- (2) 運賃改定日(2019年9月30日)以前に購入いただきました定期券は、有効期限までそのままご利用いただけます。
- (3) 運賃改定日以降に、改定日以前にご購入いただきました定期券を払い戻しされる際には、改定前の基準運賃を基に、規程の計算方に従い算出した額を払い戻しいたしますが、手数料につきましては改定日以降の手数料額が適用されます。

